

GEG 従量電灯（電流制限器等契約）実施要綱
[特定送配電事業供給地点内小売供給]

2025 年 10 月 1 日実施

本則

1 適用条件

この GEG 従量電灯（電流制限器等契約）実施要綱（以下「この実施要綱」といいます。）は、当社が、電気事業法第 2 条第 1 項第 12 号に定める特定送配電事業により、電気事業法第 2 条第 1 項第 2 号に定める小売電気事業において電気の小売供給をするときのうち、低圧で電気の供給を受けて電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、当社との協議が整った場合に、電気標準約款（以下「標準約款」といいます）とあわせて適用いたします。

イ 契約電流が 40 アンペアまたは 60 アンペアであること。

ロ 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。
ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

2 契約期間

契約期間は、標準約款 7（需給契約の成立および契約期間）(2)によります。なお、原則として契約期間満了に先だつての他実施要綱に規定する需給契約への変更はできません。

3 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

4 契約電流

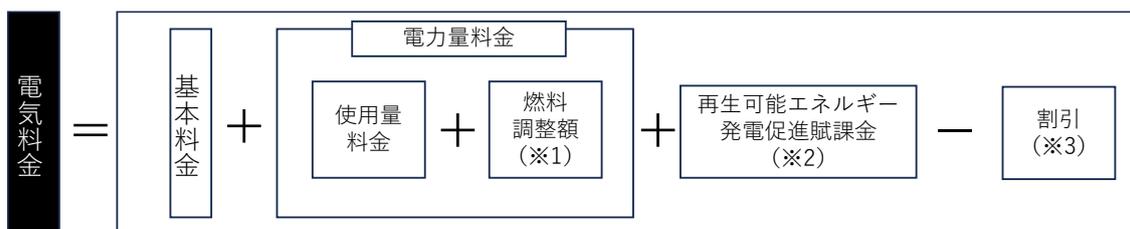
イ 契約電流は、40 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。原則、契約後のアンペア変更はできません。

ロ 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限す

る計量器を取り付けないことがあります。

5 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から割引額を控除した額といたします。



※1 当社が設定する燃料調整額はマイナス基調であり、値引き効果を持ちます。

※2 国が定める単価に従い、額を決定します。

※3 割引がある場合、電気標準約款でその内容を定義します。

(1)基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電流 10A ごとに 311 円 30 銭 (税込)

(2)電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	料金帯 (3段階)	単位	料金 (税込)
電力量料金 (税込)	最初の 120kWh まで	1kWh	29 円 70 銭
	120kWh をこえ 300kWh まで		36 円 30 銭
	301kWh から		40 円 48 銭

6 その他

(1)この実施要綱に定めのない事項については、標準約款によります。

附則 1

この実施要綱は、2025 年 10 月 1 日から実施いたします。